

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：更別村地域防災計画より)

更別村には一級河川のサラベツ川、サッチャルベツ川、猿別川、イタラタラキ川が流れており、更別村地域防災計画において危険予想区域及び予想される被害は下記のとおりとされており、中心市街地は危険予想区域とはされておりませんが、一級河川のサラベツ川、サッチャルベツ川に挟まれており水害のリスクがあります。

■ 水防区域

危険予想区域					予想される被害				
地区名	水系名	河川名	流心 距離 (km)	危険 区域 延長 (m)	災害 の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	そ の 他
更南区	十勝川	1級 サッチャ ルベツ川	猿別川 合流点 から 13.5	両岸 50(畑)	氾濫			舗装道路 村道 東5号	
更別区	〃	1級 サラベツ 川	猿別川 合流点 から 10.0	右岸500 (学校) 左岸50 (自宅)	氾濫	2		国道 236号	
更生区 香川区 上更別 南区	〃	1級 イタラタ ラキ川流 域	南11線 ～道道 尾田間 東7～国 道236号 間		雨水 出水	7		砂利道路 村道8号 村道9号 村道11号 村道13号	
更別区	〃	1級 サッチャ ルベツ川 流域 1級 サラベツ 川流域	南1線～ 基線間 東5～12 号間		雨水 出水	10		砂利道路 村道5号 村道6号 村道7号 村道8号 村道10号 村道11号	

(出典：更別村地域防災計画)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

更別村は、北海道土砂災害警戒情報システムによると危険箇所はありません。

また、更別村の地形はほぼ平地であること、大きな川がないことから、洪水、土砂災害等が発生する可能性は極めて少ない地域です。

(更別村HPより一部抜粋)



	区域指定 (警戒区域・特別警戒区域)
	区域指定 (警戒区域)
	区域未指定
	未調査
	危険箇所なし

(北海道土砂災害警戒情報システムより)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

更別村に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると「十勝平野断層帯(主部・光地園断層)」となっており、主部はM8.0、光地園断層はM7.2程度の地震が想定されていますが、発生確率は主部0.1~0.2%、光地園断層0.1~0.4%となっています。

J-SHIS 地震ハザードカルテによると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が26.9%以下となっていますが、震度5弱以上の揺れは発生率97.9%となっており、2013年の十勝沖地震では震度5強の地震が観測されている他、2018年の胆振東部地震では震度3と地震の直接的な被害は生じませんでした。北海道全域でブラックアウトが発生し、村内においても電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少しました。

また、更別村防災のしおりでは、「揺れやすさマップ」として、地震の揺れの大きさの分布を「十勝沖、釧路沖地震」(北海道地域防災計画、中央防災会議)、「全国どこでも起こりうる直下の地震」(中央防災会議)、「十勝平野断層帯主部による地震」(地震調査研究推進本部)からの情報を基に、想定される最大震度、建物の被害棟数が示されています。

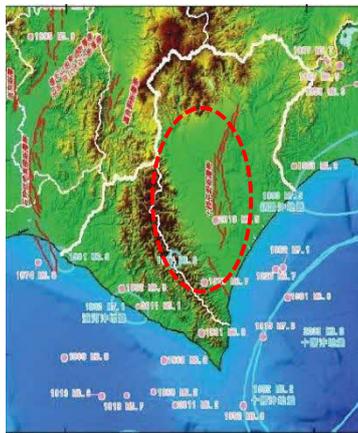
地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1~0.2%
	光地園断層	7.2程度	0.1~0.4%

(出典：地震調査研究推進本部)

想定地震	想定 最大地震	建物被害棟数		備 考
		全 壊	半 壊	
十勝平野断層帯主部 による地震	震度 6 強	148 棟	289 棟	更別村の一部地域(南西方面)は 震度 6 弱を想定
全国どこでも起こり うる直下の地震	震度 6 弱	9 棟	89 棟	
十勝沖地震	震度 5 強	1 棟	7 棟	

(出典：更別村防災のしおりより一部抜粋)

【十勝平野断層帯】



(出典：地震調査研究推進本部)

【地震ハザード】

30年、50年地震ハザード			
超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	97.9
		震度5強	72.8
		震度6弱	26.9
		震度6強	4.1
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6強
		6%	6弱
	50年	2%	6強
		5%	6強
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	10%	6弱
		39%	6弱
	50年	3%	91.7
		6%	76.1
	30年	2%	117.1
		5%	96.0
	50年	10%	80.4
		39%	48.7

(出典：地震ハザードステーションより一部抜粋)

(その他)

更別村では、これまで暴風雨等による数々の水害に見舞われてきました。特に平成 28 年の台風 7 号及び 10 号において風害が多大な被害を及ぼしました。この台風により、住宅の床下浸水などによる建物被害が 5 棟の他、農業関連における被害も莫大となりました。

なお、更別村の気候環境は、最高気温は真夏 35℃前後、最低気温は 1 月下旬頃の厳寒期でマイナス 15℃前後と、夏冬、昼夜の寒暖の差が大きく、日照時間も比較的長い地域であり冬期間は晴天の日が多いことが特徴です。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
平成 10. 9.16	水害	豪雨(台風 5 号)	<住宅> 床上浸水：1 戸 床下浸水：4 戸 <非住宅> 床下浸水：1 棟	農地：30ha 農作物： 201ha(冠水等) 農業用施設 床下浸水：14 か所	河川被害：36 か所 道路決壊：70 か所 農業被害額：72,587 千円 内水面：2 か所		3 億 4915 万円
平成 14 10.1~2	風水害	暴風雨(台風 21 号)	<住宅> 一部破損：8 棟 床上浸水：1 戸 床下浸水：2<非住宅>	農作物： 739ha 林産物： 666ha	河川被害：26 か所 道路決壊：57 か所		2 億 598 万円

			全壊：6棟 半壊：3棟 一部破損：27棟 床上浸水：1棟 床下浸水：1棟	農業用施設：307か所			
平成28.8.17	風水害	暴風雨被害(台風7号)	屋根一部損壊：1棟	【台風7号及び台風10号合算】 農作物 2,515.56ha 農地への土砂流入：17か所 他 格納庫等：80棟 畜舎：9棟 サイロ：1棟 ビニールハウス：28棟 暴風ネット：3か所 堆肥舎：2棟 堆肥場：43か所	河川被害：5か所 明渠破損等：26か所	森林被害 村有林：3.55ha 民有林：12.68ha 他	不明
平成28.8.30～31	風水害	暴風雨被害(台風10号)	床下浸水：4棟		河川被害：20か所 明渠破損等：27か所 道路法面崩れ：2か所 道路洗掘横断管破損：1か所 道路横断管法崩れ：2か所 道路横断管呑み詰り：1か所 道路側溝破損：1か所	森林被害 民有林：6.05ha 他	不明

(出典：更別村地域防災計画)

(2) 商工業者の状況(平成31年4月1日現在)

- ・商工業者等数 108人(独自データ)
- ・小規模事業者数 92人(独自データ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	8	6	更別市街地域に多い
	製造業	6	5	更別農村地域に分散
	卸売業	8	7	更別村内に広く分散
	小売業	23	19	更別市街地本通りに集中
	サービス業	35	27	更別市街地区に集中し、一部分散
	飲食・宿泊業	14	14	更別市街地区に集中し、一部分散
	その他	14	14	更別村内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 更別村の取組

項目	年月	備考
更別村防災会議条例	S38.2	
更別村地域防災計画	S59.12	
防災訓練の実施	H30.5	DOはぐ訓練の実施
	H30.6	避難所開設訓練の実施
	H30.10	北海道防災総合訓練の実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料：アルファ米(237食)・カンパン(279食) 他 備品：発電機8台、ストーブ10台 他

2) 更別村商工会の取組

項 目	年 月	備 考
BCP 策定研修会	H30.10	南十勝青年部員研修会の参加 3社(4名)
BCP 策定支援(個別)	H31.04	北海道商工会連合会による専門家派遣 1社(6名)
BCP 策定支援(個別)	R01.07	エキスパートバンク活用による専門家派遣 1社(5名)
損害保険への加入促進	R01.08	チラシ配布 90部(あいおい損保)
BCP 策定セミナー(集団)	R01.12	伴走型小規模事業者支援推進事業活用により講師依頼 3社(3名)
BCP 策定支援(個別)	R01.12	道内中小企業BCP策定促進事業委託業務活用による専門家派遣 1社(1名)

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、更別村と更別村商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標	
			事業継続力 強化計画	左記の内、 BCP策定
建 設 業	8	6	2	1
製 造 業	6	5	1	1
卸 売 業	8	7	1	1
小 売 業	23	19	1	1
サ ー ビ ス 業	35	27	2	1
飲 食 ・ 宿 泊 業	14	14	1	1
そ の 他	14	14	1	1
合 計	108	92	9	7

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮。

また、更別村においては浸水や土砂災害のリスクは他地域と比較して少ないこともあり、今期の計画期間中は、意識づけと掘り起しに注力するとともに、記載の小規模事業者の計画策定を優先しました。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識する	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	更別村と更別村商工会との間に災害時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、災害発生後速やかな復興対策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議 勉強会の開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・更別村商工会と更別村の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

更別村	更別村商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録（更別村地域防災計画一部抜粋）等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報や各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや個別相談会を実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・更別村商工会は、令和4年度末までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社などに専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (独自データ)	策定目標		フォローアップ数	
			事業継続力 強化計画	左記の内、 BCP策定	事業継続力 強化計画	左記の内、 BCP策定
建設業	8	6	2	1	2	1
製造業	6	5	1	1	1	1
卸売業	8	7	1	1	1	1
小売業	23	19	1	1	1	1

サービス業	35	27	2	1	2	1
飲食・宿泊業	14	14	1	1	1	1
その他	14	14	1	1	1	1
合計	108	92	9	7	9	7

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果は更別村商工会事務局に常時備付けし、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、更別村地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館（更別街なか交流館 ma・na・ca）防災訓練に合わせて年1回実施する
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	更別村産業課商工労働観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ更別村産業課商工労働観光係と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・更別村災害対策本部の方針に従い、更別村産業課商工労働観光係と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・村内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員

警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・村内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・村内に震度 4 の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

・本計画により、更別村商工会と更別村は、被害状況等を下記により共有する。

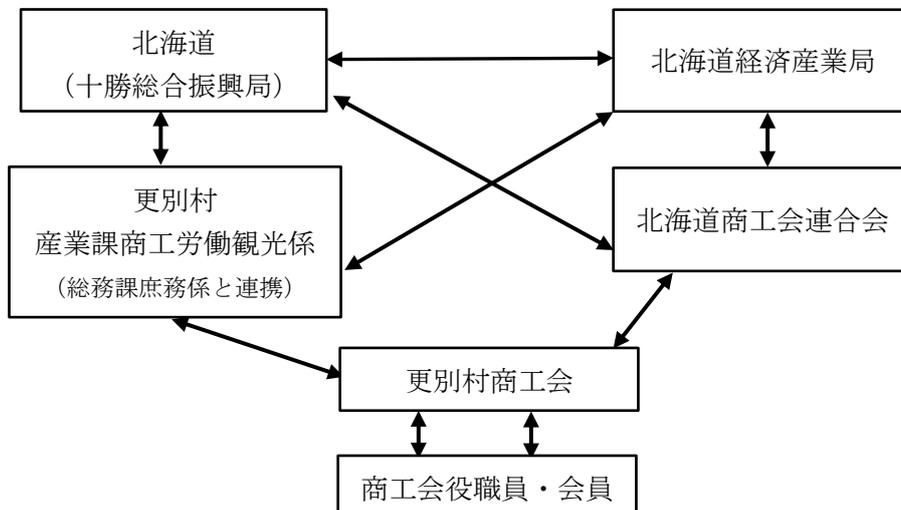
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・更別村商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ更別村と定めた方法により確認する。
- ・更別村商工会と更別村が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ更別村と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について更別村と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

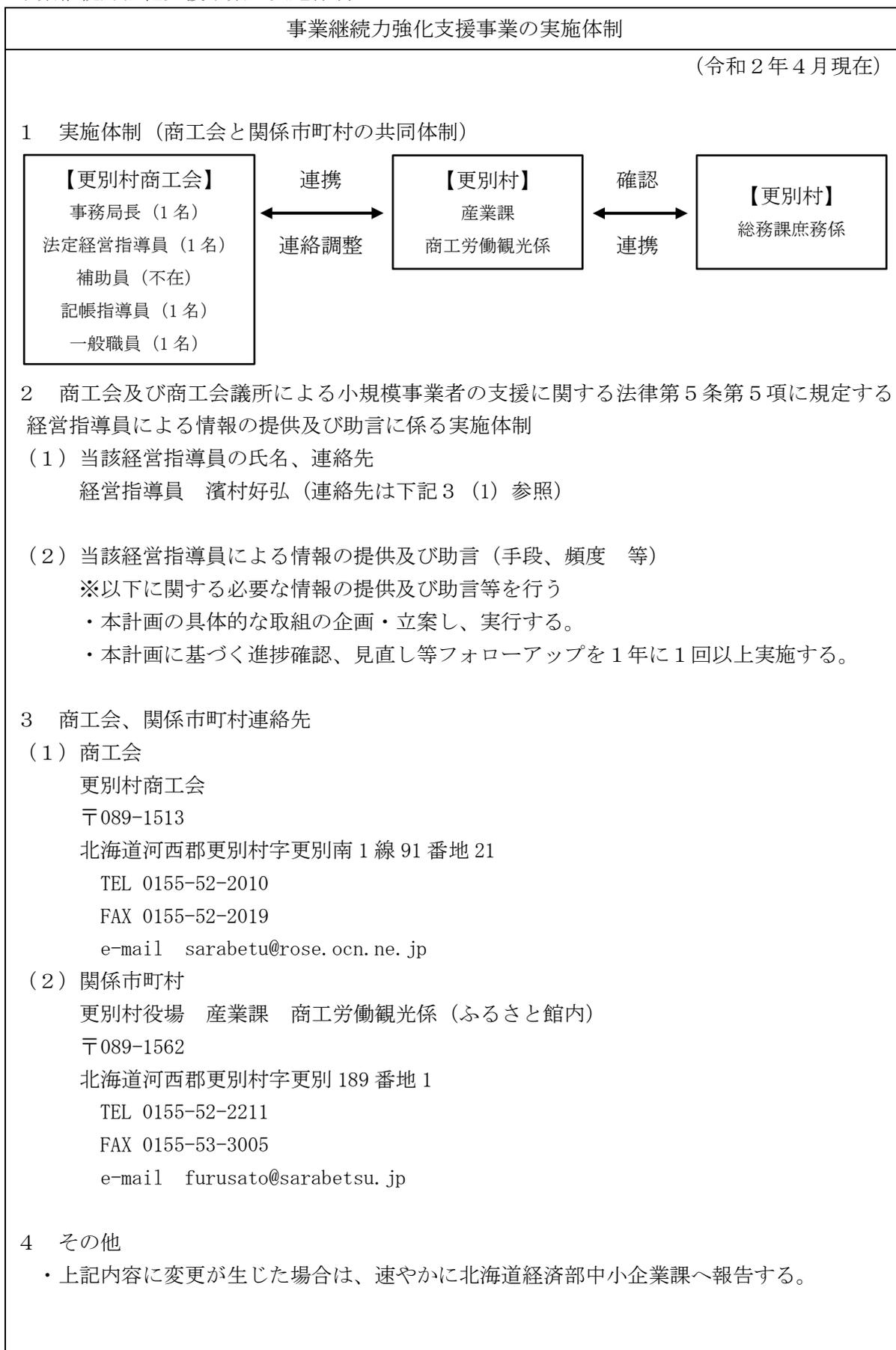
- ・更別村の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、更別村・更別村商工会のHPやSNS、広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	239	239	239	239	239
・ 専門家派遣費	126	126	126	126	126
・ セミナー開催費	63	63	63	63	63
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。